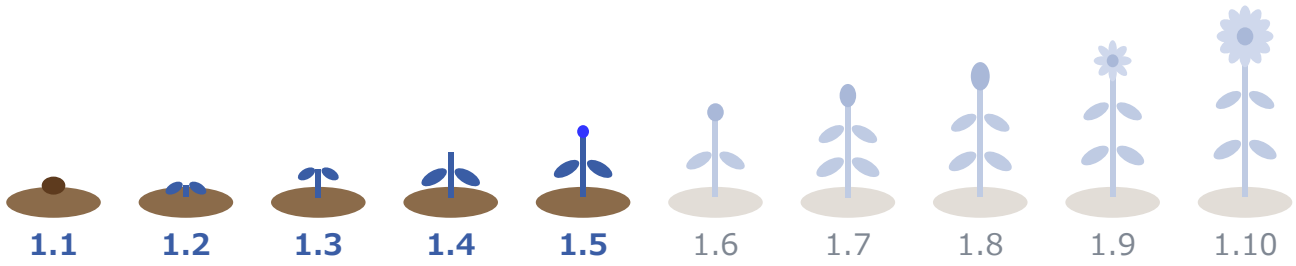
ＩＤＦＩインパクトファイナンス人材育成研修【基礎編】

How どのようにインパクトファイナンスを実施するべきか

1.5 IMM①全体像



インパクト志向金融宣言
Japan Impact-driven Financing Initiative

本研修回の目的

インパクト測定・管理（IMM）の目的及び全体像を理解する

基礎編の構成

基礎編は1.1～1.10の構成となっています。本日は、1.5についてご説明します

大項目		項目	
What	インパクトファイナンスとは	1.1	インパクトファイナンスの基本概念
Why	なぜインパクト投資に挑戦するのか	1.2	取り組みが拡大する背景と意義
Who	誰がインパクトファイナンスを支えているのか	1.3	インパクトエコシステムを構成する主要なアクター
How	**どのようにインパクトファイナンスを実施するべきか**	1.4	主要な原則・ガイドライン
		1.5	**IMM①全体像**
		1.6	IMM②戦略策定
		1.7	IMM③KPI設定・測定
		1.8	IMM④測定・把握／エンゲージメント
		1.9	IMM⑤進捗開示
Upcoming	今後の展望	1.10	インパクトファイナンスの発展テーマ

なぜインパクトを測定・管理（IMM）する必要があるのか

インパクトの測定・管理（IMM）は、投資の意図を明確にし、根拠ある意思決定と成果の改善を通じて、意図したインパクトの実現可能性を高めるとともに、市場からの信頼獲得につなげるために不可欠です

目的＊1	測定・管理する理由
投資家の意図性を明確にする	社会・環境課題の解決を意図した投資であることを明確にし、インパクト投資としての一貫性と正当性を示すため
根拠に基づく投資判断を行う	エビデンスやデータに基づいて投資先や手法を選定し、限られた資金をより効果的に配分するため
意図したインパクトの実現可能性を高める	生じた変化や負の影響を継続的に把握・改善し、意図したインパクトの実現可能性を高めるため
説明責任を果たし、市場の信頼性を高める	透明性・比較可能性を高め、インパクトウォッシュを防止し（次頁詳述）、市場の信頼性向上と資金流入の促進につなげるため

＊1：目的は、GIINの“core characteristics of impact investing”に準拠

インパクトウォッシュ防止と信頼性確保の重要性

インパクトを「測定・開示する」だけでは恣意的な評価と受け取られ、実質的な成果が伴わないのにインパクトを装う「インパクトウォッシュ」と見なされる恐れがあります。透明性の高い開示や客観的な検証、IMMを通じて信頼を確保することが重要です

インパクトウォッシュとは？

実質的かつ測定可能な社会的・環境的成果が伴っていない、またはその実現の手段・仮説が示されていないにもかかわらず、**それらのインパクトが実現された、あるいは実現するように見せかける行為**

ウォッシュ防止のための事例	メリット
透明性の高いデータ開示 算出根拠、前提条件を公開する。負のインパクトも含め、定量データに加え、変化の内容など定性的な根拠も提示する	✓ 恣意的な評価や都合のよい情報だけの開示を抑制する
第三者検証の導入 外部の専門機関や監査人による評価・保証を受け、開示内容の妥当性を確認する	✓ 第三者による客観性を確保し、ステークホルダーからの信頼性を高める
継続的な測定と追跡 社会・環境の長期的な変化を追跡し、成果や負の影響を定期的に見直して施策を改善する（IMM）	✓ 施策改善を通じて事業価値を高め、将来の投資判断にも活用することができる

インパクトウォッシュの分類・定義

特に開示時における「ウォッシュ」の分類を大きく7つに整理しています。開示内容の検討時に、いずれも回避可能な内容です

ウォッシュの分類と開示上の注意事項

#	分類	内容	インパクト開示検討における注意点
1	**部分強調（チェリーピッキング）**	• 限られた属性だけを根拠に「その製品は環境に良い」と示唆する主張	• 対象が全社や事業全体ではなく、特定の製品のインパクトである点を明記する • ネガティブインパクトに関する情報も補足説明する
2	**エビデンス不足**	• エビデンスや第三者認証によって、主張が裏付けられていないこと	• 算定結果について、第三者認証の有無を明記する • 実測値か推計値か、根拠データの出所を説明する
3	**曖昧な表現**	• 消費者が本来の意味を誤解しやすい主張	• 各インパクトの定義、および算定ロジックを明確に説明する
4	**虚偽ラベルの使用**	• 取得していない第三者認証や推奨を得ているかのような印象を与える表現	• 取得していない認証や推奨を示唆する表現を避ける
5	**無関係な事実の開示**	• 規制等、基本的に全ての企業が対応している環境対応を「環境に良い」とする主張	• 法令等で義務づけられた対応を、独自の環境貢献として訴求しない
6	**本質的なリスクの隠蔽**	• より大きな環境影響から消費者の目を逸らしてしまう恐れがある主張	• ネガティブインパクトに関する情報も補足説明する
7	**虚偽情報の記載**	• 環境主張が単純に偽りであること	• 実測値か推計値かを明示し、算定の根拠を説明する

出典：UL Solutions HP “Sins of Greenwashing” https://www.ul.com/insights/sins-greenwashing

金融機関特有のインパクトウォッシュ：インパクトの帰属(アトリビューション)

自社が生み出したとは言えない成果を自社の成果として主張する問題は、インパクト投融資で特に起きやすく、前頁の7分類に加えて注意が必要です

ウォッシュの分類と開示上の注意事項（金融機関・投資家向け）

分類	内容	インパクト開示検討における注意点
成果の過大帰属（インパクト・アトリビューション）	• 投融資先が生み出したインパクトの全量を、自社（金融機関・投資家）の成果であるかのように主張すること。また、自社の関与がなくても生じた成果を自社の貢献として示すこと	• 「投融資先が生み出したインパクト」と「自社の貢献」を区別して記載する • 量的な実績を示す場合は、寄与度に応じた按分（例：投融資額の割合）の有無と算定方法を明記する • 自社の関与によって何が変わったか（貢献・追加性）を定性的にも説明する

【例】
融資額は企業の資金調達の一部に過ぎないのに、融資先企業全体のCO_2削減量や雇用創出数をそのまま「当行の融資によるインパクト」として開示する

企業による『環境』ウォッシュ事例（1/2）

以下は事業会社（資金の受け手）によるウォッシュの事例です。特定の事業や製品の環境インパクトをもって会社や事業全体が「環境に良い」とする主張や、根拠不十分な環境性能の発信はウォッシュリスクが高いです

企業名	分類	概要	事業活動への影響	示唆
ArcelorMittal	#1 部分強調 #6 本質的なリスクの隠蔽	• インドで高炉を増設しているにも関わらず、パリ五輪スポンサー活動を通じた低炭素訴求やNetZero戦略の内容についてIEEFA*や複数のNGOから批判を受ける	• 現在調停中 • NetZero戦略の改定 • OECDによる妥当性・有効性のレビュー実施	• 会社全体が「環境に良い」とする主張は、環境にネガティブな対応を取っている場合にNGOなどから批判を受けるリスクがある
Rio Tinto	#1 部分強調 #6 本質的なリスクの隠蔽	• グリーン調達を強調する一方、自社が操業するカナダの鉱山で2023年に有害物質を含む排水を湖へ排出 • カナダ環境・気候変動省の調査を経て起訴される	• 有罪を認め、200万カナダドルの罰金 • 環境違反者登録簿に記載	• 同上
TJC㈱ ㈱ネットワーク	#2 エビデンス不足 #3 曖昧な表現	• プラ袋の環境性能の根拠について消費者庁から指摘 • 調査の結果、根拠不足が発覚し、優良誤認表示と判断される	• 不当表示の即時停止 • 再発防止策の提出 • 消費者への周知	• 環境性能表示の裏付けが不十分だと誤解を招き、指摘を受けるリスクがある

＊IEEFA： Institute for Energy Economics and Financial Analysis (エネルギー経済・財務分析研究所)
出典：IEEFA ”ArcelorMittal: Green steel for Europe, blast furnaces for India” OECD “OECD complaint filed against ArcelorMittal over climate inaction”
カナダ環境・気候変動省”プレスリリース（2025年1月14日）” 消費者庁「ゴミ袋及びレジ袋の販売事業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について」

企業による『環境』ウォッシュ事例（2/2）

以下は事業会社（資金の受け手）によるウォッシュの事例です。特定の事業や製品の環境インパクトをもって会社や事業全体が「環境に良い」とする主張や、根拠不十分な環境性能の発信はウォッシュリスクが高いです

企業名	分類	概要	事業活動への影響	示唆
ExxonMobil	#2 エビデンス不足 #7 虚偽情報の記載	• プラスチックリサイクルがごく僅かの廃棄物しか処理できないと認識しながら、リサイクルが廃棄物問題を解決するかのように宣伝したとして、カリフォルニア州がExxonMobil社を提訴した	• 現在係争中 • 誤解を招く宣伝活動の停止 • 違反1件ごとに最大2,500ドルの制裁金を請求	• 環境性能表示の裏付けが不十分だと誤解を招き、指摘を受けるリスクがある

出典：TMI Associates「【ESG訴訟ブログ】米国におけるプラスチックリサイクルに関するグリーンウォッシュ訴訟」: https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2024/16219.html

金融機関によるウォッシュ事例

以下は金融機関（資金の出し手）によるウォッシュの事例です。投資先ではなく、金融機関自身がESGの運用プロセスや商品の特徴を実態以上に説明した場合も、規制当局による制裁の対象になります

企業名	分類	概要	事業活動への影響	示唆
DWS（ドイツ銀行グループの資産運用会社）	#7 虚偽情報の記載 #3 曖昧な表現	• ESG投資のリーダーと標榜し、ESGを投資プロセスに組み込んでいると説明 • 米SECは、説明が実態より誇張されていたと認定	• 2023年9月、米国子会社がSECと和解し、ESGに関する虚偽説明で1,900万ドルの制裁金を支払い	• 問われたのは投資先のESGではなく、金融機関自身の投資プロセスに関する説明の正確性
Goldman Sachs Asset Management	#7 虚偽情報の記載	• ESGファンドの銘柄選定に用いるESG評価手順を開示 • 実際には開示した手順が未整備・不遵守	• 2022年、SECが400万ドルの制裁金	• 開示した運用手順は、実際に遵守していることまで問われる
Mercer Super	#7 虚偽情報の記載	• サステナブルな運用選択肢として特定業種の除外を謳う • 実際には除外対象の業種への投資が残っていた	• 2024年、豪連邦裁判所が1,130万豪ドルの制裁金	• 除外基準を掲げる場合、保有銘柄が基準どおりかを継続的に確認する必要がある

出典：米SEC プレスリリース（DWS：2023年9月25日 No.2023-194、Goldman Sachs Asset Management：2022年11月22日 No.2022-209／命令書 IA-6189）、豪ASIC プレスリリース（Mercer Superannuation:2024年8月2日 No.24-173MR）

公的機関の分析が示す『ラベル』と『インパクト』の乖離

「グリーン」「SDG」ラベルはインパクトの高さを保証せず、BIS・ESMAの分析でも、ラベル付き商品が環境・社会面で優れている旨は確認されていません。ラベルではなく、意図・貢献・測定・管理の実態が重要です

	①BIS（国際決済銀行）グリーンボンド分析	②ESMA（欧州証券市場監督機構）SDGファンド分析
分析対象	上場企業 約16,000社（うち発行企業約2%、2018年度）。Scope1～3では発行企業・非発行企業でほぼ同等（2020年公表）	SDGへの貢献を標榜するEU籍アクティブファンド187本と、それ以外のファンド14,446本（2024年公表）
示唆	Scope1およびScope1+2でみると、炭素原単位が100トンCO_2／百万ドル売上を超える高排出企業の割合は、**グリーンボンド発行企業の方がむしろ高かった**	SDGを標榜するファンド群を分析した結果、非SDGファンドと比べて、**SDGsへの貢献度が必ずしも顕著に高いとは確認できなかった**

「グリーン」「SDG」等のラベルが付いた商品であっても、インパクトが高いとは限らない
ラベルではなく、意図・貢献・測定・管理の実態で説明することが求められる

出典：
BIS, “Green bonds and carbon emissions: exploring the case for a rating system at the firm level”, BIS Quarterly Review, September 2020
ESMA, “Impact investing – Do SDG funds fulfil their promises?”, ESMA TRV Risk Analysis, 1 February 2024

ご参考）インパクトウォッシュの海外事例：CDC Group（英国）

英国の開発金融機関CDC*1は、投資で目指すインパクトと受益者が不明確なまま投資していたとして独立評価機関から批判され、インパクト評価の仕組みを見直しました

企業概要　CDC Group plc（英国、現British International Investment）
※英国の開発金融機関。途上国の民間企業への投資を通じた経済開発・貧困削減を使命とする

背景・取り組み

- アフリカ・南アジアの低所得国・脆弱国を中心に、雇用創出や経済成長を目的とした投資を実施
- 投資先の国・地域の投資環境と、セクターごとの雇用創出力を評価する「開発インパクト・グリッド」を用いて投資案件を選定していた
- 投資対象や開発インパクトの妥当性について、英国議会や評価機関から批判を受けた

ウォッシュと指摘された点

- **期待するインパクトが不明確：**投資によって実現を目指す開発インパクトの期待水準が不明確であり、効果を評価できない案件もあった
- **受益者が不明確：**案件の4分の3超で受益者の所得層が検討されず、低所得層向けの案件も平均以上の所得層に便益が偏っていた
- **追加性が未検証：**CDCの出資がなくても民間から資金を調達できたと証言する投資先があった

その後の対応

- 2019年9月以降、全新規案件で5つの観点（What・Who・How Much・Contribution・Risk）を評価する「インパクト・ダッシュボード」を導入した
- 四半期ごとの投資先レビューで開発インパクトを定期評価し、評価機関から改善が評価された

投資前に「誰の・どの課題を・どれだけ解決するか」と追加性を示さないと、インパクトを掲げてもウォッシュと批判される

*1 現British International Investment
出典：ICAI（英国援助インパクト独立委員会）“CDC's investments in low-income and fragile states”（2019年）及びフォローアップレビュー（2020年・2021年）

インパクトの測定・管理（IMM）のサイクル（投資家の視点）

インパクトの測定・管理（IMM）は、投資家自身のインパクト目標と期待値を特定したうえで、投資先企業に対するインパクトKPIを設定し、進捗状況のモニタリング及びレポーティングを行うという一連のサイクルで実施します。測定及びマネジメントは、循環的に行われることが望まれています

GIINによるインパクト投資家のインパクトの測定・管理（IMM）のサイクル

1. **戦略策定：投資家自身の社会的/環境的目標を設定**し、ステークホルダーに対して明示する
2. **KPI設定：**標準化された指標を可能な限り使用し、投資先に対して**インパクトKPIや目標を設定**する
3. **進捗管理：**インパクトKPIに関する**投資先のパフォーマンスの進捗を管理**する
4. **進捗開示：**社会的/環境的目標に対する進捗を**ステークホルダーに報告**する。データを用いながら次のサイクルに向けた改善を行う



出典：https://thegiin.org/publication/post/about-impact-investing/

インパクトの測定・管理（IMM）で活用されるフレームワーク及び手法例

インパクト投資家は、インパクト投資のプロセスの中で、その目的にあわせて様々なフレームワークや手法を活用しています

インパクトの測定・管理（IMM）のプロセスと使用するフレームワーク・手法（例）



- インパクトレポート
- Web開示
- 出資者への説明

- Theory of Change
- 課題マップ
- SDGs

- 5 Dimensions of Impact
- IRIS＋
- Project Frame
- Life Cycle Assessment (LCA)
- (Theory of Change)

- Life Cycle Assessment (LCA)
- Project Frame

ご参考）外部環境：インパクト企業とサステナビリティ開示基準

サステナビリティ開示基準の多くは上場企業が用いることを想定して作成されていますが、事業や業界等に特有のネガティブインパクトを検討する上で有用です。また、昨今では欧州等で投資側に対する開示基準が整備されたことにより、間接的に投資先のスタートアップ側にもサステナビリティ情報の収集を促す流れが生じています

例：欧州インパクト投資家のESG報告の流れ



未上場の投資先企業もGHG排出量等、サステナビリティ情報の報告を行う必要があり、情報収集が求められる

※ EUのSFDR(サステナブルファイナンス開示規則) では、9条で定められるファンドに該当し「9条ファンド」と呼ばれることが多い。環境または社会の目的に大きく害を及ぼさず、投資先企業が適切なガバナンス慣行に従うことを条件として、環境または社会の目的に貢献する経済活動への投資を意味する「サステナブル投資」を行うファンドとして定義される

ご参考）サステナビリティ開示基準　SFDR

Sustainable Finance Disclosure Regulation（SFDR）は、2019年11月にEUで採択された「サステナビリティ関連の情報開示」に関する規則です。金融市場参加者・金融アドバイザーが主な適用対象で、グリーンウォッシュの防止を目的の一つとしています

SFDRの概要

目的	• **資本市場の資金をサステナビリティに合致した方向に誘導し、**意思決定プロセスに**サステナビリティリスクを統合** • 情報の透明性を向上することで、**グリーンウォッシュを回避**
適用対象	• **EU域内を拠点とする「金融市場参加者(保険会社・資産運用会社等)」や「金融アドバイザー(保険仲介会社等)」** • EU域外の事業者も、EU域内でファンドを販売する場合など、提供の形態によっては適用対象
適用開始時期	• **2021年3月：「Level 1（SFDR基本規則）」の適用開始。会社・金融機関レベルと金融商品レベルの双方の開示義務を規定** • **2023年1月：「Level 2（RTS：規制技術基準）」の適用開始。開示内容・算定方法・様式等を具体化** • ただし、EU監督当局による追加のガイダンスや見直しの可能性あり
開示ルール	• 会社・金融機関レベル：サステナビリティリスクの投資判断への統合方針や、投資判断がサステナビリティ要因に与える主な悪影響（PAI）の考慮方針・指標・対応策等を開示 • 金融商品レベル：特性に応じて開示要件が異なる（6条・8条・9条）。8条・9条の商品は契約前書面・ウェブサイト・定期報告で開示

出所：European Parliament and Council (2019), Regulation (EU) 2019/2088、European Commission (2022), Commission Delegated Regulation (EU) 2022/1288、
European Commission, Sustainability-related disclosure in the financial services sector.

ご参考）SFDRの6条・8条・9条ファンドの違い

SFDRはファンドを開示要件で3つに区分。サステナブル投資を目的とする「9条ファンド」が最も厳しく、「8条」「6条」と続きます

SFDRにおける商品区分と主な開示要件

	第6条　サステナビリティリスクの開示	第8条　環境・社会的特性を促進	第9条　サステナブル投資を目的
位置づけ	全商品に適用される基礎的な開示	環境・社会的特性（characteristics）を促進する商品	サステナブル投資を目的（objective）とする商品
主な開示内容	投資判断へのサステナビリティリスクの組入れ方法と、リターンへの影響の評価結果（関連がないと判断する場合はその理由）	特性をどのように満たすか。投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることが前提	目的をどのように達成するか。指数を指定する場合は、目的との整合性等
サステナブル投資	不要（特性の促進・目的の設定も不要）	必須ではない（組み入れる場合は最低比率等を開示）	原則、全組入資産をサステナブル投資とする*1
定期開示（第11条）	対象外	環境・社会的特性の達成度合い	関連するサステナビリティ指標による、全体的なサステナビリティ関連インパクト
PAI*2	• PAI（主要な悪影響）考慮の開示は第4条（事業者レベル）・第7条（商品レベル）に基づくもので、6条・8条・9条の区分とは別軸。ただし、サステナブル投資のDNSH（重大な害を及ぼさない）判定ではPAI指標の考慮が求められる		
SFDR改正案（未成立）	• 2025年11月、欧州委員会がTransition／ESG Basics／Sustainableの3カテゴリー制を提案。2026年6月に理事会、10月に欧州議会が交渉方針を決定し、三者協議中。成立・適用までは現行制度が適用される		

*1 欧州委員会のQ&Aに基づく解釈。ヘッジ・流動性管理等の特定目的の保有は例外となり得る
*2 PAI: Principal Adverse Impact、主要な悪影響
出所：Regulation (EU) 2019/2088（SFDR）第4条・第6～11条、Delegated Regulation (EU) 2022/1288、ESAs「Consolidated Q&A on the SFDR」（JC 2023 18）、欧州委員会 COM(2025) 841（2025年11月）、立法手続 2025/0361(COD)

ご参考）企業への投資に適用される14の義務的指標

欧州委員会は、金融市場参加者に対して、投資先企業のPAIについて、14の指標に基づいて具体的な数値や対策を報告することを義務付けています

気候およびその他環境関連指標			
1	温室効果ガス排出	温室効果ガス排出量	Scope1/2/3排出量, 総排出量
2		カーボンフットプリント	カーボンフットプリント
3		投資先企業のGHG排出量強度	投資先企業のGHG排出量強度
4		化石燃料セクターに従事する企業へのエクスポージャー	化石燃料セクターで活動している企業への投資の割合
5		非再生可能エネルギー消費および生産割合	投資先企業の、総エネルギー使用/生産量に対する非再生可能エネルギー/再生エネルギー消費および生産の占める割合
6		気候変動に対して影響が大きいセクターのエネルギー消費強度	気候変動に影響が大きいセクターごとの投資先企業の収益100万€あたりのエネルギー消費量(GWh)
7	生物多様性	生物多様性が影響を受けやすい地域でのネガティブな影響を与える活動	生物多様性が影響を受けやすい地域にある、またはその近くにある拠点や事業を持ち、これらの地域に悪影響を及ぼす活動を行っている投資先企業への投資の割合
8	水	排水量	投資先企業によって生成された排水量(トン)を、投資額100万ユーロあたりの加重平均で表したもの
9	廃棄物	有害廃棄物および放射性廃棄物	投資先企業によって生成された有害廃棄物および放射性廃棄物のトン数を、投資額100万ユーロあたりの加重平均で表したもの
社会および従業員に関する指標、人権の尊重、反汚職および反賄賂の指標			
10	社会及び従業員に関する事項	国連グローバル・コンパクトおよびOECD多国籍企業ガイドラインの違反	左記ガイドラインに違反したことのある投資先企業への投資割合
11		国連グローバル・コンパクトおよびOECD多国籍企業ガイドラインの遵守を監視するためのプロセスやコンプライアンスメカニズムの欠如	左記ガイドラインへの準拠を監視する方針を持たない、もしくは違反を解決するための苦情処理メカニズムを持たない投資先企業への投資の割合
12		未調整の男女間賃金格差	投資先企業における未調整の男女間賃金格差の平均
13		取締役会のジェンダーダイバーシティ	投資先企業の取締役会における女性取締役の割合の平均、取締役会全体に占める割合として表現
14		論争のある武器へのエクスポージャー（対人地雷、クラスター爆弾、化学兵器、生物兵器など）	論争のある武器の製造や販売に関与する投資先企業への投資の割合

出所：EU Principal adverse impact and product templates for the Sustainable Finance Disclosure Regulation C 2022 7545 - annexes 1 to 4 よりGLIN作成

ご参考）日本のルール　金融庁　ESG投信に関する監督指針

金融庁はESGウォッシュ防止を目的とし、2023年3月に監督指針を改正し、ESG投信（公募投資信託）の範囲・名称・開示・運用体制等について監督上の着眼点を定めました

ESG投信に関する監督指針の概要

監督指針とは	• 金融庁が金融商品取引業者等を監督する際の**着眼点**を示したもの（**法令ではない**）
対象となる投信	• 国内籍公募投信のうち、ESGを投資対象選定の**主要な要素**としており、かつ、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」にその内容を記載しているものを「ESG投信」とする
求められる開示	• 投資家の誤認防止：ESG投信でない公募投信は、名称・愛称で「ESG」「SDGs」「グリーン」「インパクト」等の用語の使用を回避。ESGを他の要素と並ぶ要素として考慮する公募投信は、交付目論見書・販売用資料・広告等で、ESGを主要な要素としていると誤認される説明を回避 • 交付目論見書：主要な要素となるESGの具体的内容、運用プロセスにおける勘案方法、制約要因・リスク • **環境や社会のインパクト創出を目的とするESG投信は、その目的、インパクトの内容、及び目標とする指標・数値、方法論などインパクトの評価・達成方法を記載** • **交付運用報告書：ESG投資比率や評価指標の目標・目安を設定している場合は、実際の投資比率や達成状況、インパクト創出を目的とするESG投信はインパクトの達成状況を継続的に記載**
求められる体制	• ESG関連データ・ITインフラ・人材等、投資戦略に沿った運用を適切に実施し、実施状況を継続的にモニタリングするためのリソース確保 • 外部委託先やESG評価・データ提供機関に対する**適切なデューディリジェンス** • 態勢整備は、ESG投信以外のESGを考慮する公募投信を運用する投資信託委託会社にも適用
改正後の状況	• 2023年3月末までに設定された非該当投信の名称・愛称にESG関連用語が含まれる場合は、ESGを投資対象選定の主要な要素としていない旨を交付目論見書に明記。**用語はできる限り速やかに名称・愛称から除外することが望ましい** • 監督指針上のESG投信は、公募株式投信の純資産総額の**1.76%**（2024年10月末時点）

出所：金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅵ-2-3-5「ESG考慮に関する留意事項」、金融庁「ESG投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（2023年3月31日）、金融庁「アクセスFSA 第237号」（2023年5月）、金融庁サステナブルファイナンス有識者会議「第五次報告書」（2025年6月30日）

本研修回のクイズ

以下のQRコードからクイズに挑戦してみましょう！
皆さまのご回答へのご協力をお願いいたします。



インパクト志向金融宣言

Japan Impact-driven Financing Initiative

